

長崎市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業の概要

建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、多数の者が使用する建築物のアスベスト分析調査及び除去等に要する費用の一部を助成します。（外壁や内壁等の仕上げ塗材に含まれているアスベストや、アスベストを含有している建材（屋根用スレート、床用タイル等）の分析調査や除去等は補助の対象となりません。）

※本補助制度につきましては、「長崎市暴力団排除条例」の制定に伴い、申請者が暴力団員か暴力団関係者の場合は受け付けることができません。

1. 分析調査事業

- (1) 対象建築物 長崎市内にある多数の者が利用する民間建築物で、吹き付けられている建築建材のうち、アスベスト（石綿）が施工されている可能性があるもの（戸建住宅、共同住宅は、対象外です。）
- (2) 申請者 対象建築物の所有者、管理者等
- (3) 補助額 分析調査費（消費税及び地方消費税を除く）の 10/10
（上限 25 万円、1,000 円未満切捨て）
（例 1）調査費 99,500 円 消費税 9,950 円 計 109,450 円のケースでは
99,500 円の千円未満切り捨ての 99,000 円が 補助額となります。
（例 2）調査費 255,000 円 消費税 25,500 円 計 280,500 円のケースでは
上限が 250,000 円のため 250,000 円が 補助額となります。
- (4) 基準
 - 分析機関 … 公益社団法人日本作業環境測定協会が公表した石綿含有の有無の判定及び石綿の含有率の測定が可能な石綿含有率分析可能機関又は次に規定する調査方法によりアスベストの有無及び含有量を測定できる機関であること。
 - 分析方法… 厚生労働省等の公的機関が公表した方法（J I S A1481-1、2、3、4 等）を標準とする。（含有率 0.1%、6 種類）
 - 調査を行う者…「**建築物石綿含有建材調査者**」（※）とする。
※建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する者をいう。
- (5) 申込方法 建築指導課に申請書を提出（申請前に事前の相談が必要です。）

《提出書類について》

事前相談



【持参書類】

- 補助対象建築物概要
- 案内図、配置図、各階平面図
- 現況写真(建物外観、調査部分)

補助金
交付申請



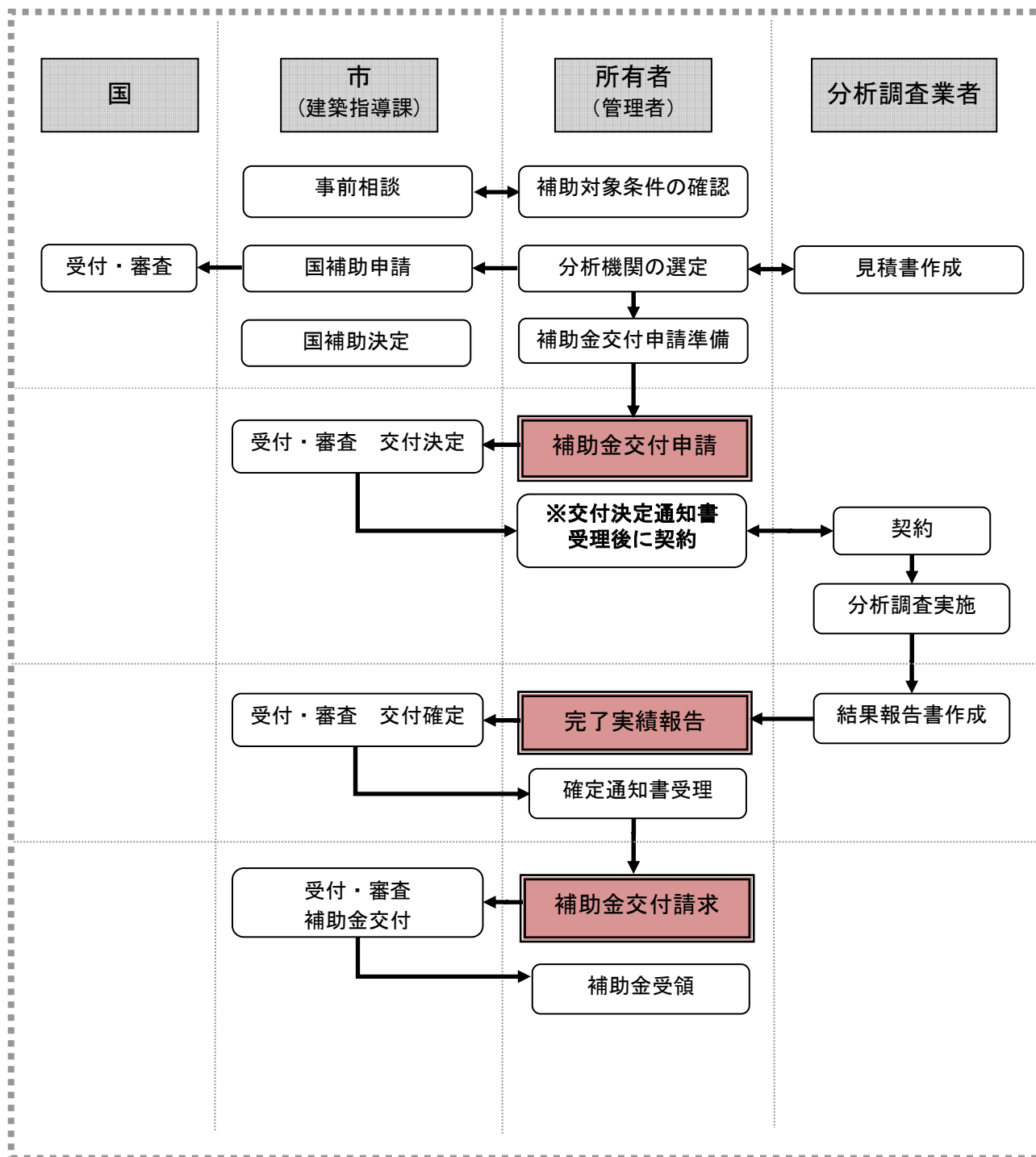
【提出書類】

- ◎補助金交付申請書（第1号様式）各1部
- 案内図
- 配置図
- 各階平面図(調査部分を明記したもの)
- 現況写真(建物外観、調査部分)
- 分析調査受託者の見積書
- 補助対象建築物に係る固定資産税の納税通知書の写し
(市が発行したもの) (又は固定資産 土地・家屋 (補充)
- 課税台帳登録証明書 (名寄帳))
- 登記事項証明書 (建物の登記簿謄本 (法務局))
- 履歴事項全部証明書 (所有者が法人の場合 (法務局))
- 市税完納証明書 (市: 収納課)
- 事業税完納証明書 (県税事務所)
- 消費税完納証明書 (税務署)
- 収支予算書
- 区分所有者の団体又は管理者の場合は、団体の代表者
又は管理者を証する規約等の書類
- 補助対象建築物が共有物である場合は、所有者全員の
合意があることを証する書類
(区分所有者の団体又は管理者であるときを除く。)
- その他市長が必要と認める書類

【提出書類】

完了実績報告など、後日必要書類等の説明を行います

《分析調査事務手続きフロー》



(お問合せ先：長崎市 建築指導課 TEL 829-1174)